

市民事業専門委員会の取組状況

(1) これまでの成果

市民事業専門委員会は、NPO等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に平成19年5月に設置された。

年度	取組成果等
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業支援制度の検討に当たっては、県内140団体のアンケート調査、10活動団体のヒアリング、県民会議委員の意見など129件の意見を元に検討し、19年12月、20年2月に県民会議に諮ったのち、報告書を知事に提出した。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度の報告に基づき、県は市民事業支援補助金制度を創設した。20年度は32団体65事業の申請があり、専門委員会は選考会として、申請事業を審査し、20団体36事業の支援を決定し、知事に報告した。県は、この報告に基づき、補助金交付決定を平成20年7月に行った。</li> <li>○ また、補助金の運用を通じ、改善点や財政的支援以外の支援策について検討し、県民会議に諮ったのち、平成20年12月に知事に報告した。県は、この報告に基づき、平成21年1月から21年度事業を募集した結果、24団体46事業の申請があり、うち21団体40事業を採択した。</li> <li>○ 財政的支援以外の支援策については、事業報告会と情報交換会を行い、各団体の交流を促進するとともに、県ホームページに市民事業支援の情報提供コーナーの設置を要望し、県はこれを整備した。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業支援制度の課題の検討や、市民事業交流会（中間報告会）を実施するとともに、市民事業支援補助金の愛称を「もり・みず市民事業支援補助金」に決定した。</li> <li>○ また、22年度事業について、30団体55事業の申請があり、うち23団体39事業を採択した。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民事業等支援制度をより利用しやすく、さらに水源環境の保全・再生に資するものとするため、第2期実行5か年計画における制度のあり方について、NPO団体へのヒアリング・現地視察などを通じた制度評価を実施し、評価結果について報告書（中間報告案）として取りまとめた。</li> <li>○ また、23年度事業について、21団体31事業の申請があり、うち20団体28事業を採択した。</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年8月に市民事業支援制度にかかる報告書を知事に提出した。県はその報告書を基に、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする「定着支援」と、団体のスキルアップや自立化を目的とする「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」の市民事業支援補助金制度への改定を行った。</li> </ul>

年度	取組成果等
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ やどりき水源林にて、市民事業交流会（現地検討会）を開催し、チェンソーを使用した森林整備研修及び水質調査研修を実施した。</li> <li>○ 24年度事業について、26団体44事業の申請があり、うち23団体35事業を採択した。</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「定着支援」と「高度化支援」の2つの支援部門を設定した「ステップアップ方式」による、市民事業支援補助金を開始した。</li> <li>○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、ポスター・活動写真・間伐材製品・水質調査結果等の展示、水質調査の実演などが行われた。</li> <li>○ 25年度事業について、26団体43事業の申請があり、うち23団体37事業を採択した。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新都市プラザにて、市民事業交流会（市民団体活動紹介展）を開催し、団体活動内容紹介パネル・作品の展示、活動紹介チラシ、グッズの配布、水質調査の実演などが行われた。また、市民団体相互の意見交換会として、ワールド・カフェ（小グループによるオープンな話し合い）を、初めて実施した。</li> <li>○ 26年度事業について、26団体46事業の申請があり、うち23団体38事業を採択した。</li> </ul>

## (2) 課 題

### ① 市民事業等支援制度の円滑な運用

ステップアップ方式の補助制度に改正したことの効果（定着から自立へ）を検証し、必要に応じて制度改正を検討する必要がある。

### ② 都市部における市民事業への支援

横浜・川崎などの水源地以外における水源環境保全・再生に関する市民活動の活性化を図る方策について検討する必要がある。

例えば、普及啓発・教育事業を実施する際の要件の緩和など、市民団体が都市部で事業を実施しやすい仕組みが考えられる。

### ③ 県と市民団体との協働事業の実施

高度化支援を終えた団体と県との協働事業の実施に向け、実現可能なスキームを検討する必要がある。

例えば、水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムにおける体験コーナー等の出展など、水源環境保全・再生施策の普及啓発イベントの協働開催、などが考えられる。

### ④ 新たな支援団体の開拓

現在補助金を受けて活動している市民団体の多くが、平成28年度をもって補助期間が終了する。このことを踏まえ、新たな支援団体を開拓について検討する必要がある。

例えば、環境の保全を図る活動を行っているNPO団体などに対する広報、補助団体からの情報提供による任意団体に対する広報、などが考えられる。

### ⑤ 市民事業交流会の実施方法

市民事業交流会の参加団体からのアンケート結果では、団体間相互の意見交換や活動状況報告を開催して欲しいとの意見が寄せられた。このことを踏まえ、市民事業交流会の実施方法について検討する必要がある。

例えば、市民団体活動展と意見交換会を、それぞれ別の日に開催にする（市民事業交流会を年2回開催する）、などが考えられる。

### ⑥ 事業報告会のあり方

現在補助金を受けて活動している市民団体の多くが、平成28年度をもって補助期間が終了する。このことを踏まえ、事業報告会のあり方を検討する必要がある。

例えば、現行の水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム（もり・みずカフェ）との同時開催ではなく単独の開催、あるいは事業報告書の提出を求め冊子として作成し関係機関へ配布する、などが考えられる。

<参考資料>

- 平成23年度市民事業等支援制度報告書（平成23年8月1日）
- 市民事業専門委員会設置要綱
- 市民事業専門委員会開催状況